

一般廃棄物処理手数料 改定（案）資料

（根拠：高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例）

令和7年8月6日 環境部

一般廃棄物処理手数料の改定案について

1. 一般廃棄物処理手数料とは

本市では、厳しい財政状況が続く中、昨年度、高知市財政問題懇話会を開催し、歳入確保策として受益者負担の適正化に向けた使用料及び手数料の見直しを行うことになりました。環境部においても、一般廃棄物処理手数料の見直しについて検討を行いました。

一般廃棄物処理手数料は、「高知市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の第11条において、高知市清掃工場や菖蒲谷プラスチック減容工場等に廃棄物を持ち込んだ際の手数料を規定しています。

手数料とは、行政サービスの提供に当たって生じる人件費及び物件費等を、そのサービスの受益者に負担していただくものです。廃棄物処理の手数料においては、料金水準を算定するに当たって、排出者の理解を得るために、徴収する手数料の廃棄物処理原価を把握することが重要です。

過去の一般廃棄物処理手数料改定時（消費税法改正を除く。）においては、廃棄物処理運営審議会のご意見をお聞きした上で、高知市議会に諮っており、今回の見直しにおいても、委員の皆様の忌憚のないご意見をお願いいたします。

2. 一般廃棄物処理手数料改定（案）

今回改定対象となっている高知市一般廃棄物処理手数料は以下のとおりです。

市が収集、運搬及び処分する場合

種別	単位	現処理 手数料	新処理 手数料	改定額	前回改定 (消費税除く)	概要
ア し尿		据え置き※			H8年 1月	し尿収集、運搬に係る手数料
イ 犬、猫等の死体	1体につき	1,040円	1,200円	+160円	H16年 7月	ペットが死亡した場合等の収集処分に 係る手数料。5ページ参照

※市内のし尿収集、運搬（便槽汲取）は、主に「公益財団法人高知市環境事業公社」が担っています。市民生活に密接に関わるし尿収集、運搬手数料については、物価高騰が続く状況等を踏まえ、改定を見送ります。

市が処分のみをする場合

種別	単位	現処理 手数料	新処理 手数料	改定額	前回改定 (消費税除く)	概要
ア 多量の一般廃棄物 (し尿を除く。)	10kgまでごと※	120円	130円	+10円	H19年 4月	可燃ごみ、不燃ごみの処分に係る手数料。2・3ページ参照
イ プラスチック製容器包装 ・ペットボトル	10kgまでごと※	290円	430円	+140円	H16年 7月	資源物等の処分に係る手数料。4・5 ページ参照。水銀含有廃棄物は、種別名 称も改正
ウ 水銀含有廃棄物・電池類	5kgまでごと※	720円	900円	+180円		
エ 犬、猫等の死体	1体につき	410円	500円	+90円	H16年 7月	ペットが死亡した場合等の処分に係る 手数料。5ページ参照

※少量の場合は、手数料を徴収しない（一般家庭からの持込みに限る。）。

3. 改正する時期 令和7年9月議会に提案し、令和8年4月1日から改正する予定です。

4. ごみ処理手数料の改定について

ごみ処理手数料は、市民や事業者の皆様が廃棄物をごみ処理施設へ直接搬入する際に支払う手数料です。

(1) 多量の一般廃棄物（し尿を除く。）

（令和6年度実績：495,549千円）

高知市清掃工場（長浜）及び三里最終処分場（池）へのごみ搬入時に発生する手数料です。

清掃工場の管理経費は、表Ⅰのとおり、最後に手数料改定を行った平成19年度に比べ、近年の物価高騰により約2億7千万円増加しています。

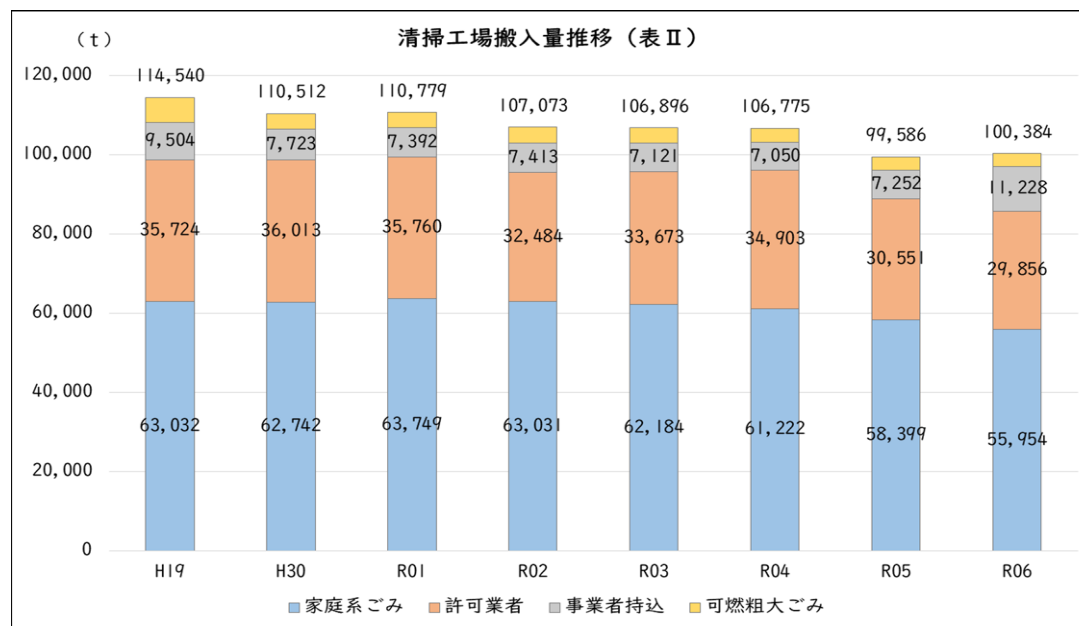
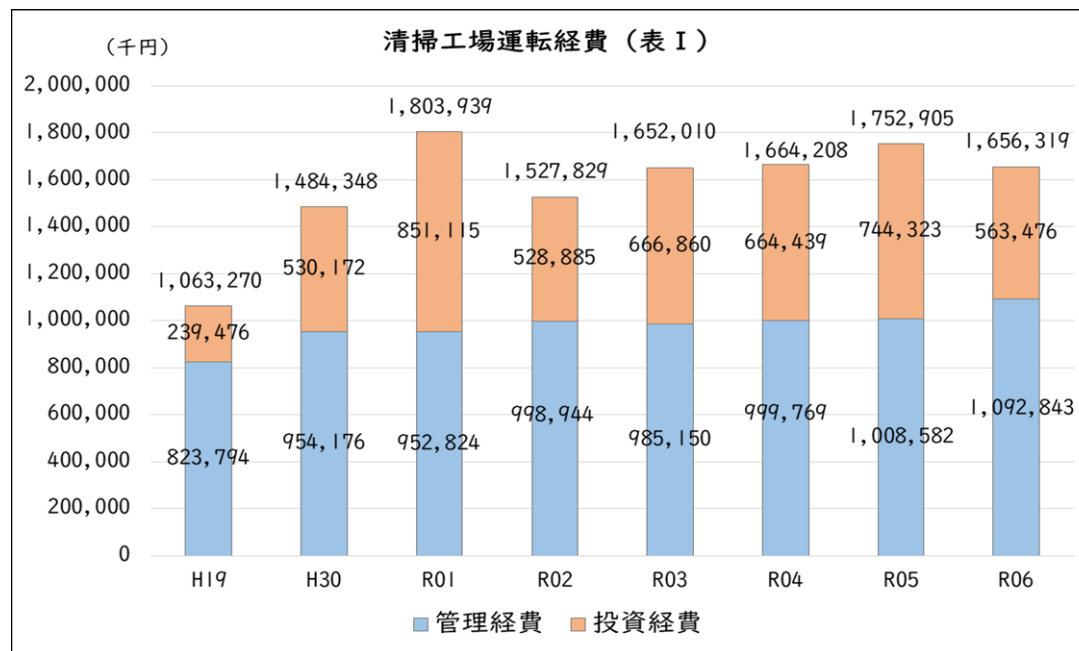
一方、ごみの搬入量は、人口減少の影響もあり、表Ⅱのとおり、年々減少し、平成19年度と比べると12.4%の減となっています。

●参考

高知市清掃工場では、週2回の可燃ごみや月1回の可燃粗大ごみを焼却しています。高知市三里最終処分場では、月1回の不燃ごみの埋立処分をしています。



高知市清掃工場



利用者に適正なご負担をいただくため、表Ⅲのとおり、清掃工場の「管理経費（ランニングコスト）」及び「減価償却費（イニシャルコスト）」から、「売電収入」を控除した金額を、「処理量（焼却量）」で除した処理原価を手数料に反映させるものです。

試算の結果、令和6年度実績では、10kg単価は123.9円となりますが、令和7年度から9年度の3か年平均では、10kg単価は134.1円と見込まれますので、適正な受益者負担として、現在の10kgごとに120円から、10円増額の130円に改定するものです。

表Ⅲ

(単位：千円)

年度	管理経費				⑤減価償却費(投資的経費等)	⑥売電収入	(①～⑤)－⑥ A	処理量 (トン)B	算出額(円) A ÷ B 10kg単価	3か年平均 10kg単価 (円)
	①職員給与費	②総務管理費	③運転管理費	④点検整備費						
R 6 実績	436,755	39,417	616,671	232,143	389,386	452,233	1,262,139	101,836	123.9	134.1
R 7 推計	445,227	39,754	627,601	367,160	355,365	470,200	1,364,907	99,799	136.8	
R 8 推計	457,871	40,748	643,291	214,000	352,779	460,796	1,247,893	97,803	127.6	
R 9 推計	470,875	41,767	659,373	214,000	386,366	451,580	1,320,801	95,847	137.8	

注) ①～③は予算執行率と生鮮食品を除く消費者物価指数等の伸び率を用いて推計，④は現在の清掃工場整備計画を基に推計
⑤は資産台帳等を基に推計，⑥及びBは過去のごみ処理量の伸び率等を基に推計

なお、表Ⅳのとおり、現在の高知市手数料単価は、四国3市と比べ安く、近隣市と比べると平均的な金額となります。

表Ⅳ					
市名	家庭系	事業系	改定日	家庭系 10kg単価	事業系 10kg単価
高知市	30kgまで無料 10kgごとに120円	10kgごとに120円	平成19年 4月1日	120円	120円
南国市	【可燃ごみ】10kgごとに140円 【可燃粗大ごみ】10kg未満150円 10~20kg未満300円 以降10kgごと150円			140円	150円
土佐市	10kgごとに50円 指定袋での持込は無料	10kgごとに100円		50円	100円
松山市	30kgまで無料 30~40kg以下760円 以降10kgごと190円	10kg以下190円 以降10kgごと190円	令和7年 4月1日	190円	190円
高松市	100kgまで1,700円 100kg超は20kgごとに340円		令和6年 4月1日	170円	170円
徳島市	100kgまで1,220円 100kg超は10kgごとに122円		令和元年 10月1日	122円	122円

●参考 ごみの適正な排出・処理に向けて

高知市清掃工場において焼却処分される一般廃棄物は、家庭から出る家庭系一般廃棄物、事業所から出る厨芥（ちゅうかい）類（生ごみ）や紙ごみ、草木等の事業系一般廃棄物があります。これらは正しく分別され、適正に排出される必要があるため、高知市では以下のような取組を実施しています。

- ①多量排出事業者に対し、廃棄物管理責任者の選任や、事業系一般廃棄物減量化等計画書の提出を依頼
- ②分別排出の徹底や家庭ごみステーションへの排出防止啓発及び指導
- ③不法投棄対策として、
 - ・定期的なパトロールと啓発及び指導
 - ・不法投棄が多発する場所への防犯カメラの設置等
- ④地域、学校等からの要望に応じた、3Rに関する出前講座
- ⑤環境選隊クリーンレンジャーショー等による環境学習

(2) プラスチック製容器包装・ペットボトル (令和6年度手数料実績: 290円)

高知市菖蒲谷プラスチック減容工場 (仁井田) へのプラスチック製容器包装及びペットボトル搬入時に発生する手数料です。

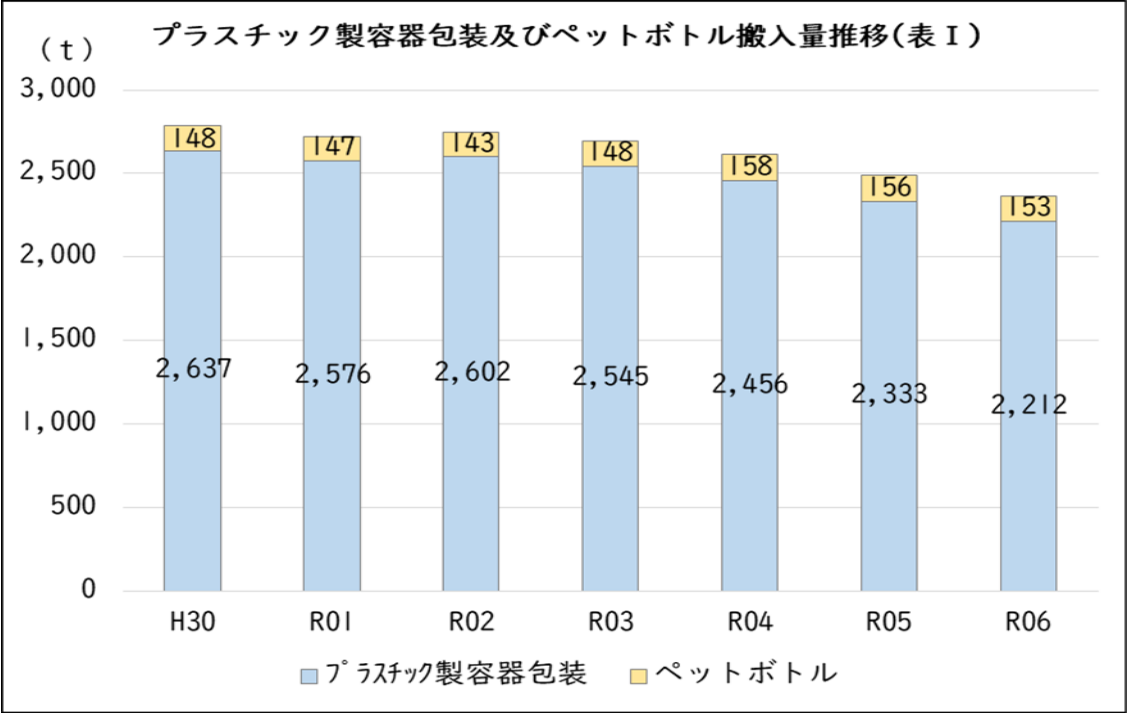
減容工場への搬入量は、右の表Ⅰのとおり、人口減少等により年々減少しています。

利用者に適正なご負担をいただくため、今回、右下の表Ⅱのとおり、菖蒲谷プラスチック減容工場の「施設管理費①・②」と「減価償却費③」から、「ペットボトル売却収入④」を控除した金額を処理量で除した処理原価を手数料に反映させるものです。

試算の結果、令和6年度実績では、10kg単価は495.4円となり、令和7年度から9年度の3か年平均では、10kg単価は583.1円となります。一方、今回の見直しでは、激変緩和のため、市として現行の1.5倍の上限を設けていることから、現在の10kgごとに290円から、140円増額の430円に改定するものです。

●参考

高知市菖蒲谷プラスチック減容工場では、毎週水曜日に収集しているプラスチック製容器包装や民間の小売店等で拠点回収しているペットボトルが集められ、バール化等の中間処理を行っています。



表Ⅱ

(単位: 千円)

年度	施設管理費		③減価償却費	④ペットボトル売却収入	(①～③)－④A	処理量(トン)B	A÷B 10kg単価(円)	3か年平均 10kg単価(円)
	①運転管理費	②点検整備費						
R 6 実績	110,919	9,537	6,920	10,223	117,153	2,365	495.4	583.1
R 7 推計	119,243	9,790	6,920	9,841	126,112	2,299	548.6	
R 8 推計	122,224	10,500	8,578	9,841	131,461	2,235	588.2	
R 9 推計	125,280	9,000	8,578	9,841	133,017	2,172	612.4	

注) ①は予算執行率と生鮮食品を除く消費者物価指数等の伸び率を用いて推計
②は現在の整備計画を基に推計
③は資産台帳等を基に推計
④及びBは過去のごみ処理量の伸び率等を基に推計

(3) 水銀含有廃棄物（令和6年度手数料実績：実績なし）

高知市再生資源処理センター（大津）への電池や蛍光灯等の水銀含有廃棄物の搬入時に発生する手数料です。
利用者に適正なご負担をいただくため、今回、表Ⅰのとおり、「管理経費①～④」と「⑤減価償却費」を「処理量」で除した処理原価を手数料に反映させるものです。
試算の結果、令和6年度実績では、5kg単価は886.1円となりますが、令和7年度から9年度の3か年平均では、5kg単価は910.5円と見込めますので、適正な受益者負担として、現在の5kgごとに720円から、180円増額の900円に改定するものです。
また、表Ⅱのとおり、条例の種別名称を「水銀含有廃棄物」から「水銀含有廃棄物・電池類」に変更いたします。本種別では、過去から水銀を含む電池類を収集しておりますが、近年リチウムイオン電池等の水銀を含まない電池類も収集しており、文言の整理を行います。

●参考
高知市再生資源処理センターでは、毎月1回収集している資源物を収集し、破碎・選別等の中間処理を行っています。



表Ⅰ (単位：千円)

年度	管理経費				⑤減価償却費	①～⑤計A	処理量(トン)B	A÷B 5kg単価(円)	3か年平均 5kg単価(円)
	①中間処理費	②運搬費	③最終処分費	④管理費					
R 6 実績	3,719	4,832	8,457	364	349	17,721	100	886.1	910.5
R 7 推計	3,583	4,779	8,324	376	349	17,411	99	879.3	
R 8 推計	3,673	4,898	8,532	385	349	17,837	98	910.1	
R 9 推計	3,765	5,020	8,745	395	349	18,274	97	942.0	

注) ①～④は予算執行率と生鮮食品を除く消費者物価指数等の伸び率を用いて推計
⑤は資産台帳等を基に推計
Bは過去のごみ処理量の伸び率等を基に推計

表Ⅱ
別表2 (2) 市が処分のみをする場合

旧 種別	新 種別
ア～イ (略)	ア～イ (略)
ウ 水銀含有廃棄物	ウ 水銀含有廃棄物・電池類

(4) 犬、猫等の死体（令和6年度手数料実績：収集処分85千円，処分のみ53千円）

小動物の死体は、1体の処理コストを個別に算出することが困難であることから、過去の改定方法に準じ、四国の県庁所在地3市の手数料平均額を採用します。

小動物（1体）処理手数料

取扱区分	高松市	松山市	徳島市	3市平均	現高知市	新高知市	改定額
収集運搬処分	1,540円	1,100円	1,030円	1,223円	1,040円	1,200円	160円
処分のみ	610円	400円	510円	507円	410円	500円	90円